

令和8年度岩手県社会福祉研修実施計画

研修区分	No.	開催日	研修項目	目的	対象者	回数	定員 (1回当たり)	日数	研修内容	場所・開催形態	講師
行政職員研修	-	-	福祉行政職員初任者研修 ※ 原則、全体研修と分野別研修（4分野から選択）を併せて受講すること。								
	1	5/20(水)～ 配信	全体研修	福祉行政職員として求められる姿と実践を理解、基本姿勢（マナー）及び業務遂行における能力の修得、社会福祉に関する基礎的な知識を広く理解する。また、各分野（生活保護・高齢・障がい・児童）における課題認識と制度の理解等について修得する。	県、市町村福祉担当職員	1回	-	-	行政機構の組織や分野の枠を超えて、福祉の基本理念と倫理、地域における福祉行政のあり方と役割(責任)を包括的に学ぶとともに、福祉行政職の専門性、キャリア形成についての理解を深める。	オンデマンド研修	岩手県立大学 客員教授 齋藤 昭彦
	2	6/8(月) 6/9(火)	分野別研修（生活保護）			1回	45人	2日	生活保護、生活困窮者自立支援における福祉実践と福祉行政の役割等を理解し、演習等を交えて具体的な業務実践の手法を学ぶ。	アイーナ会議室 803	岩手県保健福祉部地域福祉課 生活保護業務相談・指導員 昆 秀博 横須賀市役所民生局 福祉子ども部地域福祉課 特別福祉専門官 北見 万幸
	3	6/24 (水)	分野別研修（高齢）			1回	25人	1日	高齢者福祉における福祉実践と福祉行政の役割等（地域包括ケアシステムの構築を含む）を理解し、演習等を交えて具体的な業務実践の手法を学ぶ。	アイーナ研修室 812	矢巾町地域包括支援センター 副所長兼認知症地域支援推進員 兼生活支援コーディネーター 鱈沢 陽香 合同会社ソラリコ 代表 猪狩 僚
	4	7/7(火) 7/8(水)	分野別研修（障がい）			1回	25人	2日	障がい福祉における福祉実践と福祉行政の役割等（地域自立支援協議会の運営を含む）を理解し、演習等を交えて具体的な業務実践の手法を学ぶ。	アイーナキャンパス 学習室1	社会福祉法人若竹会 障害児・者一体型施設 新たな郷わかたけ 施設長 高屋敷 大助 岩手県自閉症協会 会長 小川 博敬 社会福祉法人岩手更生会 業務執行理事 細田 重憲 社会福祉法人カノンの園 監事 大信田 康統 現代アート作家 松嶺 貴幸 社会福祉法人花巻ふれあいの里福祉会 相談支援事業所こぶし相談室 相談支援専門員 菅野 充
	5	7/31(金)	分野別研修（児童）			1回	25人	1日	子ども・家庭福祉における福祉実践と福祉行政の役割（子ども・子育て新制度の構築など）を理解し、演習等を交えて具体的な業務実践の手法を学ぶ。	アイーナ研修室 812	同志社大学心理学部 客員教授 八木 安理子
	6	令和9年1月 開催予定	福祉行政職員初任者等 フォローアップ研修			1回	30人	1日	福祉行政初任者研修を受講した職員や若手の福祉行政職員向けに、福祉行政の専門的知識、政策形成能力、キャリア形成に関する理解を深める。	完全オンライン研修	岩手県立大学 客員教授 齋藤 昭彦
社会福祉従事者研修	7	11/13(金)	社会福祉法人役員研修			施設の福祉機能を高めるために必要な専門的知識及び方法・技術を修得し、より質の高い運営と実践の能力を養成する。	社会福祉法人の理事、監事、施設長等	1回	30人	1日	基本理念の理解に加え、組織課題の解決に向けた考え方を学ぶ。また、社会福祉法人の改革を踏まえた「今後の社会福祉法人」のあり方を構想し、実現していくために主体的に取り組んでいく能力を養うことを目指す。組織運営と組織課題の解決に向けた具体的な考え方・手法を学ぶことを目的に演習を実施する。
特定課題研修	8	10/6(火)	コーチング研修	社会情勢の変化に伴う喫緊の課題やその対応等について理解する。	行政職員、社会福祉法人職員、NPO職員等	1回	45人	1日	自己啓発・組織活性化のためのコーチングスキルを学ぶ。	アイーナ研修室 812	Coaching Office 代表 平野 順子
	9	10/19(月)	相談支援研修		行政職員、社会福祉法人職員、NPO職員等で相談支援業務に携わっている職員	1回	45人	1日	相談支援に携わっている職員を対象として、多様な課題を抱える要支援者への理解や他職種との連携など、支援の実践的な手法を学ぶ。	アイーナ会議室 803	高野山大学文学部教育学科 准教授 溝渕 淳
	10	9/9(水)	苦情相談・解決研修		行政職員、社会福祉法人職員、NPO職員等苦情対応の業務に携わっている又は関心がある職員（管理者を含む）	1回	45人	1日	令和8年10月1日に施行される改正労働施策総合推進法により、全ての事業者に対し、顧客からの著しい迷惑行為（カスハラ）への対策が義務化される。事業主は対応方針の策定、相談窓口の設置など従業員を守る措置を講じることが必須となるため、具体的な苦情相談・解決方法を法的な視点と、義務化を踏まえたカスハラ対応を中心に実践的な手法等を学ぶ。	岩手県立大学講義室	南部富士法律事務所 弁護士 山崎 哲雄 岩手県立大学 名誉教授 宮城 好郎
備考	<ul style="list-style-type: none"> 講師の都合や情勢の変化により、日程や開催形態等が変更になる場合があります。 研修時間はそれぞれ異なります。各研修の開催要領をご覧ください。 										